



山形市乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度のご案内

山形市では令和7年4月から乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を実施しています。保護者の方の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園などに通っていないお子さまが、どなたでも気軽に利用することができます。

対象者

- ・0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないお子さま
※施設によって受け入れできる年齢が異なります。詳細は施設一覧をご覧ください。

実施施設

- ・別紙「こども誰でも通園制度 実施施設一覧」をご覧ください。

利用料

- ・お子さま1人1時間あたり300円（標準的な料金、減免あり）
※利用料は施設によって異なる場合があります。
※給食やおやつ等の提供がある場合、利用料のほかに実費負担が必要です。

区分	利用料
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯	100円
③市民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯	100円
④上記以外の世帯	300円

利用時間

- ・お子さま1人につき、月10時間まで利用できます。
※1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。



利用方法

- ・事前に認定申請が必要です。山形市保育育成課の窓口へ認定申請書を提出してください。
- ・つうえんポータル（以下「システム」という。）のアカウントを発行するとともに、認定証をシステム内で発行します。
- ・システムへお子さまの情報を登録してください。
- ・システムで利用希望施設を探し初回面談を予約し、施設と日程調整のうえ初回面談を行ってください。※**初めて利用するにあたって面談が必要**です。
- ・システムで利用希望施設を予約してください。

定期利用の場合：利用希望月1日の30日前より1か月分の予約が可能です。

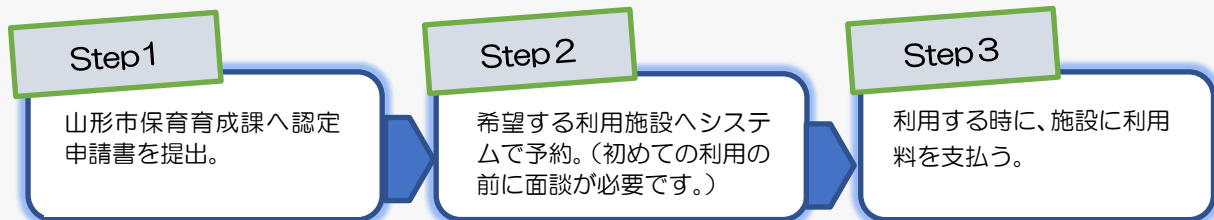
（例）5月分は4月1日から予約が可能

柔軟利用の場合：利用希望日の30日前より予約が可能です。

（例）5月1日分は4月1日から予約が可能

※システムはスマートフォンなどのインターネット環境で接続ができます。

※システムの利用ができない場合、これまで同様に電話での予約も可能です。



利用にあたっての注意事項

- ・月10時間を超えての利用はできません。
- ・利用途中で満3歳になった場合や保育所等に入所する場合は、ご利用いただけなくなります。
- ・利用日の変更やキャンセルの場合は、できるだけ早めに手続きをお願いします。
- ・無断キャンセルは施設や他の利用者のご迷惑となるため、お控えください。無断キャンセルや利用料金の未納が続く場合、施設の判断により利用をお断りすることがあります。
- ・お迎えが予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの料金が発生します。
- ・お迎えが予定時刻より遅れた場合は、実際のお迎えの時間までの料金が必要となります。

【お問い合わせ】

《保育内容や空き状況に関すること》

直接、利用希望の実施施設へ

《制度に関すること》

山形市保育育成課

TEL：023-641-1212

（内線 572・554・573）

こども
まんなか

山形市は令和5年11月7日に
山形市こどもまんなか応援
サポーター宣言をしました

